



 発行
 新潟県

 第 11 号

 平成31年2月8日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 113 新潟県議会2月定例会の招集(政策課)
- 114 肥料の登録の有効期間更新(農産園芸課)
- 115 水質汚濁性農薬使用指導要領の廃止(農産園芸課)
- 116 肥料の登録(農産園芸課)
- 117 種苗生産事業者の登録の失効(治山課)
- 118 保安林の指定予定(治山課)
- 119 保安林の指定予定(治山課)
- 120 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 121 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 122 土地改良事業変更計画の決定(農地計画課)
- 123 交換分合計画の縦覧(農地整備課)
- 124 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更(建築住宅課)

公 告

一般競争入札の実施(法務文書課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 15 新潟県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨(選挙管理委員会)
- 16 新潟県議会議員上越市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨(選挙管理委員会)
- 17 新潟県議会議員南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨(選挙 管理委員会)

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況(監査委員事務局)

雑 報

プロポーザルの実施 (大学・私学振興課)

告示

◎新潟県告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、新潟県議会2月定例会を平成31年2月18日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第114号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成31年2月8日

立じがり日を中毒	-11-	<i>b</i> .	-1,1-	4114
新潟県知事	花	角	英	世

登録番号	新潟県生第404号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	サトウの菌体肥料
保証成分量	窒素全量 4.5%
	りん酸全量 4.5%
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の
	制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	佐藤食品工業株式会社
	新潟県新潟市東区宝町13番5号
有効期間	平成19年2月1日から平成34年1月31日

◎新潟県告示第115号

新潟県水質汚濁性農薬使用指導要領(昭和47年1月新潟県告示第37号)は、平成31年2月8日限り廃止する。 平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第116号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。 平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	新潟県生第424号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	大地の芽ぐみ414号
保証成分量	窒素全量 4.0%
	りん酸全量 14.0%
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の
	制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社
	佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地3
登録年月日	平成31年2月1日

◎新潟県告示第117号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。 平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

	生 産 事	業者	生	産事業の	内容				
登 録	ATENA		種穂	田	木	事	業所	失効年月日	
番号	氏名又は名称	所在地 採 精 幼苗の 外の 版 選 斉 成		幼苗以 外の苗 木育成	名 称	所在地	大别牛月日		
576	花野 友一	胎内市八幡 494番地子	0	0	0		胎内市 八幡	平成31年1月22日	

◎新潟県告示第118号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県魚沼市高倉字二口4133の1、4133の3、4133の4、4134から4136まで、4137の1、4137の2、4138、4147の2、4147の3、4149の1から4149の5まで、4150

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第119号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字ぬけま丙83、丙84

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第120号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年2月8日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 新発田市佐々木1942番地 後藤 和已 退任年月日 平成31年1月24日

◎新潟県告示第121号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、妙高市の大江口土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成31年2月8日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

	理事	妙高市大字五日市776番地の1		早津	修一
				(理事	事長)
	IJ	IJ	雪森509番地1	古川	辰雄
	IJ	IJ	青田939番地	横山	豪
	"	IJ	十日市171番地の1	石川	利雄
	"	IJ	藤塚新田187番地1	小川	洋一郎
	IJ	IJ	三ツ俣558番地の子	増田	利和
	"	IJ	菅沼45番地の1	丸山	嘉之
	IJ	IJ	三本木新田158番地	永井	光雄
	"	IJ	窪松原625番地	柴田	隆男
	監事	"	乙吉421番地の1	長谷月	川登
]]	"	小丸山新田82番地の1	浅岡	司
]]	"	西野谷新田163番地の1	丸山	美千雄
	就任年	年月日	平成31年1月26日		
2	退(£			
	理事	妙高瓦	市大字十日市665番地の1	廣瀬	晃
				(理事	事長)
	"	IJ	宮内127番地の1	大野	一郎
	"	"	十日市374番地の8	近藤	貞夫
	"	IJ	五日市776番地の1	早津	修一
]]	"	長森1249番地の1	朝比為	※ 利秋
	"	IJ	猪野山291番地の1	早津	修
]]	IJ	東志188番地	岡田	達也
]]	IJ	両善寺683番地の1	丸山	富和
	監事	IJ	志952番地10	田中	功
	"	IJ	梨木176番地の1	渡邉	春男
	"	IJ	青田354番地3	横山	日出夫
	退任年	年月日	平成31年1月25日		

◎新潟県告示第122号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営六箇地区区画整理・農業用用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月8日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成31年2月12日から平成31年3月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 十日町市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

- イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、和田土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成31年2月12日から平成31年3月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月8日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
上越市	木島・広島	交換分合	交換分合計画書	上越市役所
和田土地改良区			の写し	妙高市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この交換分合計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

- 2 処分の取消しの訴えについて
 - (1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (異議の申出をした場合には(2)) の期間や異議の申出に対する 決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認め られる場合がある。

◎新潟県告示第124号

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(平成29年3月新潟県告示第288号)を次のとおり改め、平成31年4月1日から実施する。

平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改	正	後	改	E	前
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
上新栄町	1 号棟	0.9860	上新栄町	1 号棟	0. 9876
	2 号棟	0. 9860		2 号棟	0. 9876
	3 号棟	0.9860		3号棟	0. 9876
	4 号棟	0.9860		4号棟	0.9876
(略)			(略)		
寿町	A号棟	0. 9758	寿町	A号棟	0. 9762

	B号棟	0. 9758
(略)		
南本町	(略)	
	3 号棟	0. 9923
夷浜	A号棟	0. 9830
	B号棟	0. 9830
	C号棟	0. 9830
	D号棟	0.9830
(略)	_	
南新町	A号棟	0. 9959
	B号棟	0. 9959
	C号棟	0. 9959
	D号棟	0. 9959
(略)		
南四日町	1 号棟	0. 9932
	2 号棟	0. 9932
	3号棟	0. 9932
	4 号棟	0. 9932
北入蔵	1 号棟	0. 9949
	2 号棟	0. 9949
	3 号棟	0. 9949
	4 号棟	0. 9949
西大崎	1 号棟	0. 9739
	2 号棟	0. 9739
	4 号棟	0. 9739
	5 号棟	0. 9739
	6 号棟	0. 9739
	7 号棟	0. 9739
(略)		
緑ヶ丘	1 号棟	0. 9586
	2 号棟	0.9686
松波町	1 号棟	0. 9422
	2 号棟	0. 9422
	3号棟	0. 9422
	4 号棟	0. 9422
	5 号棟	0. 9422
(略)		
元中子	1号棟	0.9935
	2 号棟	0. 9935
(略)	-	
八幡	1 号棟	0. 9523
	2 号棟	0. 9523
(略)		
大黒沢	1 号棟	0. 9882
	2 号棟	0. 9482
	 	0. 9882
	3 号棟	0. 9482

新

澙

報

	B号棟	0. 9762
(略)		
南本町	(略)	
	3号棟	0. 9965
夷浜	A号棟	0. 9870
	B号棟	0. 9870
	C号棟	0. 9870
	D号棟	0. 9870
(略)	•	
南新町	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1. 0000
	D号棟	1. 0000
(略)		
南四日町	1 号棟	0. 9901
	2 号棟	0. 9901
	3号棟	0. 9901
	4号棟	0. 9901
北入蔵	1 号棟	0. 9916
	2 号棟	0. 9916
	3 号棟	0. 9916
	4 号棟	0. 9916
西大崎	1 号棟	0. 9717
	2 号棟	0. 9717
	4号棟	0. 9717
	5 号棟	0. 9717
	6 号棟	0. 9717
	7号棟	0. 9717
(略)		
緑ヶ丘	1 号棟	0. 9972
	2 号棟	0. 9750
松波町	1 号棟	0. 9413
	2号棟	0. 9413
	3号棟	0. 9413
	4号棟	0. 9413
	5 号棟	0. 9413
(略)		
元中子	1号棟	0. 9949
	2 号棟	0. 9949
(略)		
八幡	1 号棟	0. 9542
	2号棟	0. 9542
(略)		
大黒沢	1 号棟	0. 9893
	2 号棟	0. 9493
		0. 9893

	5 号棟	0. 9482
	7 号棟	0. 9482
	9 号棟	0. 9482
	10号棟	0. 9482
		0. 9882
(略)		
今町	B号棟	0. 9748
緑町	1 号棟	0. 9442
	2 号棟	0. 9442
(略)		
上の山	A号棟	1. 0000
(略)	•	
堤下	1 号棟	0.9197
	3 号棟	0. 9197
小関	1 号棟	0. 9040
(略)		
花園町	1 号棟	0. 9473
		0. 9873
	2 号棟	0. 9473
(略)	•	
南吉田	1 号棟	0. 9621
	2 号棟	0. 9621
(略)		
横町	1 号棟	0. 9823
	_ 5 pi	(略)
	2 号棟	0. 9823
	2 77	(略)
寺地	A 号棟	0.9885
<u>1</u> 16	B号棟	0. 9885
	C号棟	0. 9885
(略)	C 7/1x	0. 3000
	1 旦抽	0.0500
稲場	1号棟	0. 9522
 山王	2 号棟 1 号棟	0. 9522
ЩТ	2 号棟	0. 9923 0. 9923
	3号棟	0. 9923
 山王南	1 号棟	0. 9378
μ⊥Η	2 号棟	0. 9378
(四久)	△ 夕1末	0. 9310
(略)	4 El 74-	0.0000
炭谷町	1号棟	0.9906

	5 号棟	0. 9493
	7号棟	0. 9493
	9 号棟	0. 9493
	10号棟	0. 9493
		0. 9893
(略)		
今町	B号棟	0.9720
緑町	1号棟	0. 9448
	2号棟	0. 9448
(略)		
上の山	A号棟	0. 9968
(略)		
堤下	1 号棟	0. 9163
	3号棟	0. 9163
小関	1号棟	0.9011
(略)		
花園町	1号棟	0. 9466
		0. 9866
	2 号棟	0. 9466
(略)	<u>. l</u>	
南吉田	1号棟	0. 9590
Пин	2号棟	0. 9590
(略)		
	1 号棟	0, 9864
7央1-1	T /3.1%	(略)
	O D +#	
	2号棟	0.9864
		(略)
寺地	A号棟	0. 9867
	B号棟	0. 9867
	C号棟	0. 9867
(略)		-
稲場	1号棟	0. 9525
	2 号棟	0. 9525
山王	1号棟	0. 9928
	2号棟	0. 9928
	3号棟	0. 9928
山王南	1号棟	0. 9383
	2号棟	0. 9383
(略)		_
炭谷町	1 号棟	1.0000
(略)	_	

公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、メール便運送業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

平成31年2月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務の件名

メール便運送業務

(2) 調達案件の仕様等

新潟県庁から発するメール便の運送業務。その他入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県庁及び各運送先

(5) 入札方法

入札は、単価に発送予定数量を乗じた金額の合計金額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 本公告の日現在で、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する事業の許可を 有している者であること。
 - (6) 本調達に係る仕様書の内容を、全国規模で再委託することなしに履行が可能であることを確認できる者であること。
 - (7) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。
 - (8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部法務文書課文書係

電話番号 025-280-5018 (直通)

(2) 入札説明書の交付等

本公告の日から平成31年3月1日(金)(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条 第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで上記(1)の場所で交付する。

(3) 入札執行の日時及び場所

平成31年3月22日(金)午後1時45分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(4) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記(1)に定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便

(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に調達する役務の件名及び入札執行日を記載する。)をもって入札執行日の前々日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を平成31年3月7日(木)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 参加資格の確認結果の通知

ア 参加資格の確認結果については、入札参加資格確認書等を提出したものにそれぞれ書面により通知する。 イ 参加資格の確認結果の通知は、平成31年3月14日(木)午前9時から午後5時まで上記3(1)の場所で行う。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary
 - (1) Nature of the services to be procured:

Delivery of luggage

(2) Time and place of bidding:

2:00p.m. March 23, 2018

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata , Japan

(3) For more information, contact:

Legal Documents Division

Niigata Prefectural Government

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata , Japan

 $\mp 950 - 8570$

Tel 025-280-5018

E-mail:ngt010020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成31年2月8日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業 務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成33年9月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者であること。
 - (4) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (7) 平成26年1月1日以降、400床以上の病床数を有する病院において当該業務を12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
 - (8) 収集・運搬・処分の各業務について「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けていること。
 - (9) 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック類を処分するための施設を複数有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- 4 入札に係る参加確認書類の提出
 - (1) 入札希望者は平成31年3月15日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成31年3月15日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
 - (2) 入札参加確認書類の提出場所は3(1)とする。
 - (3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。
- 5 入札、開札の日時及び場所

平成31年3月25日(月)午前11時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出 しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased;

Disposal and commission of infectious waste generated from Niigata Prefectural Shibata Hospital and Niigata Rheumatic Center

(2) Deadline for bid submission

1:30 P.M. March 25,2019

(3) For more information, contact the following division in Japanese;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

 ${\tt Address: 1-2-8 \;\; Hon-cho, Shibata-City, Niigata}$

₹957-8588 JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2517

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、外来備品一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年2月8日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 外来備品 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年2月15日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年2月22日(金)午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

- - (8) 契約の停止等 当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき は、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定により提 出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成31年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

37,746,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安	中	聡	所	属	党	派	無	所	属	平成30年 4月19日から 期間
出納責任者氏名	前	田	淳 子	<u> </u>							平成30年 6月23日まで 第1回分

収 主たる寄附 氏 名 団体名	(職	業)	(寄附額) P	人 作 費 件 費 事 等 等 等 等 等 等 要 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	支	出	円 739, 460 224, 731 224, 731 0 0 114, 261 17, 280 711, 520 2, 700
				食糧費 休泊費 雑 費			118, 804 17, 100 10, 135
							10, 100
その他の寄附 その他の収入		2件	20, 000 3, 269, 631				
今回計 前回計			3, 289, 631 0	今回計 前回計			1, 955, 991 0
総計			3, 289, 631	<u> </u>			1, 955, 991

	項目	金額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	0円
費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成30年 6月25日	第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨 平成30年 6月10日執行 新潟県知事選挙 1 選挙の種類 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,746,700 円 3 報告書の要旨 平成30年 4月19日から 属期間 候補者氏名安 中 聡 所 属 党 派 無 所 平成30年 6月27日まで 出納責任者氏名 前 田 淳 子 第2回分 収 支 出 主たる寄附 円 人件費 「氏 名] 0 □団体名 (職業) (寄附額) 家屋費 0 円 選挙事務所費 0 集合会場費 0通信費 0 交通費 0 印刷費 1, 333, 632 広告費 0 文具費 0 食糧費 0 休泊費 0 雑費 0 0件 その他の寄附 0 その他の収入 0 今回計 0 |今回計 1, 333, 632 前回計 3,289,631 前回計 1, 955, 991 総計 3,289,631 総 計 3, 289, 623

	項 目	金額
支出のうち公	ビラの作成	0円
費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成30年 7月11日	第2回報告分	

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

37,746,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安	中	聡	所	属	党	派	無	所	属	平成30年 4月19日から 期間
出納責任者氏名	前	田	淳子								平成30年 7月25日まで 第3回分

収 主たる寄附 氏 氏 団体名	(職 業)	(寄附額) 円	大家 通交印広文食休雑件 費 等等信通刷告具糧泊件 人家 工作 人名 工	出 の の の の の の の の の の の の の
その他の寄附 その他の収入 今回計 前回計 総 計	0件		今回計 前回計	5, 139 3, 289, 623 3, 294, 762

	項 目	金額
支出のうち公	ビラの作成	0円
費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成30年 8月 1日	第3回報告分	

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

37,746,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	池	田千	一賀	子	所	属	党	派	無	所	属	平成30年 5月14日から 期間
出納責任者氏名	渡	辺	英	明								平成30年 6月 9日まで
				•								第1回分

収 入			***	支	出	
主たる寄附			2			円
「氏 名〕			人件費			750,000
し 団体名 」	(職 業)	(寄附額)	家屋費			486,456
		円	選挙事務所費			360, 942
市民の思いをつな		2, 500, 000	集合会場費			125, 514
女性が輝くにいが	たを創る会	2, 500, 000	通信費			42, 501
国民民主党		2,000,000	交通費			371, 724
			印刷費			2, 418, 740
			広告費			442,541
			文具費			35,930
			食糧費			728, 374
			休泊費			467,068
			雑 費			1, 112, 642

			2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			
その他の寄附	0件	0				
その他の収入		1,000,000				
今回計		5, 500, 000	1			6, 855, 976
前回計			前回計			0
総計		5, 500, 000	総計			6, 855, 976

	項目	金額
1/CH 1/ / J	ビラの作成	1,004,500円
	ポスターの作成	1,066,000円
	計	2,070,500円

報告書受理年月日	平成30年 6月25日	第1回報告分	

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

3 報告書の要		(法定選挙運動	動費用額)	37, 746, 700
				平成30年 5月15日から
候補者氏名	花角英世	所属党派	無所属	期間
山伽書代老氏名	金井眞			平成30年 6月21日まで
出納責任者氏名	金井真			第1回分
収 入			支 出	
主たる寄附				円
[氏 名]			人件費	5, 657, 012
し団体名し	(職 業)	(寄附額)	家屋費	3, 373, 579
		円	選挙事務所費	2, 793, 925
民信頼度ナンバーワ	ンの県政を実現する会	5, 558, 657	集合会場費	579, 654
圧目哲司	会社員	50,000	通信費	760, 456
‡上康一	弁護士	50,000	交通費	3, 198, 584
5井知之	会社員	50,000	印刷費	3, 150, 200
+田裕之	会社員		広告費	1, 971, 432
2田純一	会社員		文具費	242, 241
長畑好冶	会社員		食糧費	125, 300
山本満幸	会社員		休泊費	410, 560
所潟経済人連盟		1,000,000	雑 費	225, 230
成戸信介	会社員	100,000	THE JA	220, 200
通口眞人	弁護士	50,000		
	月 晚 工 湯県支部連合会	4, 000, 000		
その他の寄附 その他の収入	13件	107, 000 10, 000, 000		
その他の収入 今 回計		21, 215, 657	公司 計	19, 114, 594
7 四司 前回計			前回計	19, 114, 594
· 計		21, 215, 657	į	19, 114, 594
		項目		金 額
支出のうち公	ビラの作成			962, 500 🏻
貴負担相当額	ポスターの作成			1,640,000 □
		計		2, 602, 500₽

報告書受理年月日	平成30年 6月25日	第1回報告分	

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額)

37,746,700 円

19, 114, 594

19, 142, 361

3 報告書の要旨

前回計

総計

候 補	者	氏	名	花	角	英	世	所	属	党	派	無	所	ŕ	属	平成30年 5月15日から 期間
出納責	任	者氏	:名	金	井		眞									平成30年 7月20日まで
																第2回分

支 出 収 主たる寄附 円 「氏 名」 人件費 0 団体名 (職 業) (寄附額) 家屋費 0 円 選挙事務所費 0 集合会場費 0 通信費 27, 767 交通費 印刷費 0 広告費 0 文具費 0 食糧費 0 休泊費 0 雑 費 0 0件 その他の寄附 その他の収入 0 今回計 0 今回計 27, 767

項目	金額
ビラの作成	962, 500円
ポスターの作成	1,640,000円
計	2,602,500円

21,215,657 前回計

21, 215, 657 総計

報告書受理年月日	平成30年 7月27日	第2回報告分	

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成31年2月8日

新潟県選挙管理委員会 委員長 長津 光三郎

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,622,200 円

3 報告書の要旨

平成3	候	矣	補	者	P	£	名	斎	京	四	郎	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	5月	1日から
出納責任者氏名 中 澤 誠 子	出	出納	内責	任	者	氏:	名	中	澤	誠	子									平成30年	6月	9日まで 第1回分

	収	入			支	出	
主たる寄附							円
[氏 名]				人件費			872, 140
【団体名】	(職	業)	(寄附額)	家屋費			92, 200
			円	選举事務所費			48, 000
自由民主党新源	引県支部:	連合会	300, 000	集合会場費			44, 200
上田昇	会社員		30, 000	通信費			0
荷屋祐智	会社員		30, 000	交通費			0
井口伸介	会社員		30, 000	印刷費			1, 287, 840
保坂昇進	会社員		30, 000	広告費			1, 207, 440
土肥善昭	会社員		30, 000	文具費			0
幸村栄治	会社員		30, 000	食糧費			0
半田和之	会社員		30, 000	休泊費			0
嶺村茂	会社員		30, 000	雑 費			0
佐伯寿一	会社員		30, 000				
多田百合子	無職		48, 000				
				[

その他の収入2,721,620今回計3,459,620前回計0総計3,459,620総計3,459,620

その他の寄附 24 件 120,000

+1110 5 + 1)	項目	金額
支出のうち公 費負担相当額	ポスターの作成	1,155,000 円
A MEHIEW	計	1,155,000 円

報告書受理年月日 平成30年 6月25日 第1回報告分

報

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,622,200 円

3 報告書の要旨

/ -		مرز ایا			- N/	٠	 県政と上越市		平成30年	5月 9日から
候補者氏彡	台 平	艮 木 哲	. 也	別 月	第党	狄	民をつなぐ会	期間		
	+						l	1	平成30年	6月21日まで
出納責任者氏名	4 杉	本 敏	宏							
										第1回分
	収	7.						支	出	
主たる寄附	7.	/\	•					~	щ	円
[氏 友]							人化费			180 000

主たる寄附				円
〔氏 名〕			人件費	180, 000
【団体名】	(職 業)	(寄附額)	家屋費	164, 155
		円	選举事務所費	164, 155
日本共産党上	越地区委員会	452, 369	集合会場費	0
池田輝幸	無職	40, 000	通信費	0
竹沢勉	無職	50, 000	交通費	0
福富由加	無職	30, 000	印刷費	1, 197, 610
山本信子	無職	20, 000	広告費	222, 480
吉田洋子	無職	20, 000	文具費	0
渡辺寿子	無職	20, 000	食糧費	43, 600
			休泊費	0
			雑 費	2, 234

その他の寄附 0 件 0 その他の収入 0 今回計 632,369 今回計 1,810,079 前回計 0 前回計 0 総 計 632,369 総 計 1,810,079

支出のさたか	項目	金額
支出のうち公 費負担相当額	ポスターの作成	1,177,710 円
	計	1,177,710 円

報告書受理年月日 平成30年 6月22日 第1回報告分

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,622,200 円

3 報告書の要旨

	Н									
候補者氏名	平良	木 哲	也所	「属	党	派	県政と上越市 民をつなぐ会	期間	平成30年	5月 9日から
出納責任者氏名	杉本	敏	宏						平成30年	7月20日まで 第2回分
主たる寄附 〔氏 名〕 団体名〕	収 (職	入 業)		(寄附	才額)		人件費 家屋費 選送事務所费	支	出	円 0 0

円 選举事務所費 0 集合会場費 0 通信費 7, 364 交通費 0 印刷費 0 広告費 0 文具費 0 0食糧費 休泊費 0 雑 費 2, 929

その他の寄附0 件0その他の収入060計10,293今回計632,369前回計1,810,079総計632,369総計1,820,372

支出のさたか	項目	金額
支出のうち公 費負担相当額	ポスターの作成	1,177,710 円
	計	1,177,710 円

報告書受理年月日 平成30年7月26日 第2回報告分

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律 第100号)第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成31年2月8日

新潟県選挙管理委員会 委員長 長津 光三郎

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額)

6, 184, 300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石	坂		浩月	斤属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	5月25日から
出納責任者氏名	中	井	寛	之								平成30年	6月 8日まで 第1回分

	収	入			支	出	
主たる寄附							円
〔氏 名〕				人件費			588, 000
【団体名】	(職	業)	(寄附額)	家屋費			294, 700
			円	選挙事務所費			286, 700
石坂トヨ	無職		166, 600	集合会場費			8, 000
				通信費			0
				交通費			0
				印刷費			1, 442, 926
				広告費			286, 200
				文具費			44, 701
				食糧費			74, 212
				休泊費			0
				雑 費			51, 488
				## J			01, 400

その他の寄附 0 件 0 その他の収入 3,000,000 今回計 3,166,600 今回計 2,782,227 前回計 0 前回計 0 総 計 3,166,600 総 計 2,782,227

古出のさたか	項目	金額
	ポスターの作成	1,088,470 円
其	計	1,088,470 円

報告書受理年月日 平成30年 6月22日 第1回報告分

新

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

報

支

出

潟

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 184, 300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名石 坂 浩所属党派無 所 履	期間	平成30年 5月25日から
出納責任者氏名 中 井 寛 之		平成30年 7月18日まで
田州東任日代4177 元 元		第2回分

		, -		:	
主たる寄附					円
[氏 名]				人件費	0
[団体名]	(職	業)	(寄附額)	家屋費	0
			円	選举事務所費	0
				集合会場費	0
				通信費	0
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	45, 757

その他の寄附0 件0その他の収入0

収 入

今回計0今回計45,757前回計3,166,600前回計2,782,227総計3,166,600総計2,827,984

支出のうち公費	項目	金額
支出のうち公費 負担相当額	ポスターの作成	1,088,470 円
A IS THE TAX	計	1,088,470 円

	報告書受理年月日	平成30年 7月20日	第2回報告分	
--	----------	-------------	--------	--

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 184, 300 円

3 報告書の要旨

収

入

候補者氏名	石	坂		浩所	属	党	派	無	月	听	属	期間	平成30年	5月25日から
出納責任者氏名	中	井	寛	さ									平成30年	7月23日まで 第3回分

支

出

		/ ·			
主たる寄附					円
「氏 名」				人件費	0
[団体名]	(職	業)	(寄附額)	家屋費	0
			円	選举事務所費	0
				集合会場費	0
				通信費	0
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑 費	20, 958

その他の寄附0 件0その他の収入0今回計0前回計3,166,600総計3,166,600

20, 958 2, 827, 984 2, 848, 942

古中のされ小弗	項目	金額
支出のうち公費 負担相当額	ポスターの作成	1,088,470 円
貝型相当做	計	1,088,470 円

報告書受理年月日 平成30年 7月25日 第3回報告分

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 184, 300 円

3 報告書の要旨

樋口勇気

無職

													平成30年	4月25日から
候補者氏名	樋	П	秀	敏	所	属	党	派	無	所	属	期間		
													平成30年	6月22日まで
出納責任者氏名	横	山	松	美										
														第1回分
	収		入									支	出	
主たる寄附														円
[氏 名]									人件費					620, 000
[団体名]	(職	業)		(=	寄陈	類)	家屋費	•				302, 664

氏 名			人件實	620, 000
し団体名	(職 業)	(寄附額)	家屋費	302, 664
		円	選挙事務所費	299, 664
社民党新潟県連	合	500,000	集合会場費	3, 000
柴田恵美子	無職	80,000	通信費	42, 735
林正栄	無職	60,000	交通費	0
牛木芳雄	無職	80,000	印刷費	742, 500
高橋理介	無職	40,000	広告費	715, 240
斎藤深雪	事務員	60,000	文具費	235, 087
米山祐子	事務員	50,000	食糧費	56, 376
増田裕子	事務員	60,000	休泊費	0
西村貴博	事務員	30,000	雑費	27, 398
鈴木裕子	事務員	40,000		
米山智子	事務員	30,000		

80,000

その他の寄附 1 件 10,000 その他の収入 2,000,000 今回計 3,120,000 今回計 2,742,000 前回計 0 前回計 0 総 計 3,120,000 総 計 2,742,000

古出のるため	項 目	金額
支出のうち公 費負担相当額	ポスターの作成	672,650 円
具 只是旧目假	計	672,650 円

報告書受理年月日	平成30年 6月25日	第1回報告分
----------	-------------	--------

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選举運動費用額) 6,184,300 円

支

出

3 報告書の要旨

収

入

	候 補	者	氏	名	樋	П	秀	敏	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	4月25日から
	出納責	任	者氏	名	横	Щ	松	美									平成30年	6月28日まで
L																		第2回分

	4X.	/\		į	~	ш	
主たる寄附							円
〔氏 名〕				人件費			0
[団体名]	(職	業)	(寄附額)	家屋費			0
			円	選挙事務所費			0
				集合会場費			0
				通信費			0
				交通費			0
				印刷費			126, 360
				広告費			0
				文具費			0
				食糧費			0
				休泊費			0
				雑 費			11,290
				<u>}</u>			

その他の寄附0 件0その他の収入0今回計0前回計3,120,000総計3,120,000総計2,742,000総計2,879,650

±11105±1	項目	金額
支出のうち公 費負担相当額	ポスターの作成	672,650 円
	∄ †	672,650 円

報告書受理年月日 平成30年7月4日 第2回報告分

- 1 選挙の種類 平成30年 6月10日執行 新潟県議会議員補欠選挙(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 184, 300 円

3 報告書の要旨

,,,,,,	, ,													
													平成30年	4月25日から
候補者氏名	樋	П	秀	敏	所	属	党	派	無	所	属	期間		
	-												亚出90年	7月20日まで
 出納責任者氏名	構	ılı	松	美									十成30年	7月20日まで
шилде в 201	154	рц,	I /	<i></i>										第3回分
	_												-1-	
	収		入									支	出	
主たる寄附														円
[氏 名]									人件	貴				0
し団体名」	((職	業)		(=	寄附	額)	家屋費	費				0
								ш	188 ¥	マ 中 3を	11二井			0

円 選举事務所費 0 集合会場費 0 通信費 30, 140 交通費 0 印刷費 0 広告費 0 文具費 0 食糧費 0休泊費 0 雑 費 0

 その他の寄附
 0 件
 0

 その他の収入
 0
 今回計
 30,140

 前回計
 3,120,000
 前回計
 2,879,650

 総計
 3,120,000
 総計
 2,909,790

±11105±1	項目	金額
支出のうち公 費負担相当額	ポスターの作成	672,650 円
	∄ †	672,650 円

報告書受理年月日 平成30年 7月23日 第3回報告分

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

普通会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成31年2月8日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣 新潟県監査委員 石 塚 健 新潟県監査委員 長 部 登 新潟県監査委員 高 橋 猛

監査の種別	平成28年度会計	定期監査
部局名	監査の結果	措置の内容
佐渡地域振興局	産休等代替職員費補助金について支 補財金についに支 負担行動力 を大きないです。 もの方法とのです。 はいでするとのです。 はいでするとのです。 はいでするとのです。 はいでするとのです。 はいでするとのです。 はいでするとのです。 をはいででするとのです。 はいでではいいでではいいです。 はいれているではいいでではいいででは、 はいれているではいいではないでは、 はいれているではいいでは、 はいいではいいでは、 はいいではいいでは、 はいないでは、 はいないでは、 はいない	平成29年度の当該補助金は、関係する規則、通知、要綱等に則した適正な処理を行いました。 他の事務も含め、今後も関係する規則等に則した適正な処理を行ってまいります。
教育委員会	定期考査のデータが記載されたUS	管理方法を見直し、所定の保管場
	Bメモリについて、誤って紛失したも のがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防 止の徹底に努められたい。	所から持ち出す場合は、校内においても持出簿に持出及び返却日時を記入したうえで、教頭がその事実を確認するよう改善し、再発防止に努めてまいります。
	【新潟翠江高等学校】	
	後援会が設置している空調設備につる空調設備についる空調は見が借りる空調け出りの支援を関しているのででは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一	空調設備の賃貸借契約については 平成22年4月1日付で更新契約をしており、期間については自動更新となっていることを確認いたしました。 保守点検費用の県費からの負担については、後援会と学校が契約額のそれぞれ2分の1を負担する内容で、平成30年4月1日付で、後援会と学校及び受託業者とで三者契約を締結いたしました。
	【新発田高等学校】 平成28年10月に、生徒から徴収し事務室の金庫に保管していた模擬試験の受験料63万円が所在不明となかったと、時、金庫は日中施錠したこれであたったと、も間現金を保管したことがある。 管理がでも出し入れ可能だなどる。管理がである。 管理ができるといる。 平成29年2月1日付け教財第616号、教総第606号、教義第1312号、教育課長、教育課長、新育課長、高等学校徴収金の適正管理を徹底基づき、学校徴収金の適正管理を徹底とれたい。	学校徴収金の適正管理を徹底する ため次の改善を実施し、再発防止に 努めてまいります。 ・日中はシリンダーキーで常に施 錠。 ・金庫内の出し入れは、通帳、現金 を含めすべて出納責任者等が庫現金 を含めすべて出納者よう、金庫現 受払簿に入金、出金処理を記入。 ・長は毎朝金庫現金受払簿と金れて 現金とを照合し、現金が保管よう指 現金場合は速やかに処理するよう指 示。
1	一本四寸子以	l

個人情報が記載された指導要録につ 外部へのメール送信の際には、複 いて、メールアドレスを誤って送信し 数人による確認を徹底するととも たものがあった。 に、個人情報の取り扱いについての 意識を高めるなど外部への流出を防 個人情報の取扱いに留意し、再発防 止の徹底に努められたい。 ぐための体制づくりを含めて、再発 防止に努めてまいります。 【国際情報高等学校】 保護者あての一斉メールについて、 保護者宛メールを送信する際に は、複数体制で確認した上で送信す 誤って他者のメールアドレスが確認で ることを徹底してまいります。 きる状態で送信したため、多数のメー ルアドレスが流出したものがあった。 また、保護者の同意を得て保護者 宛の一斉メールを安全性の高い専門 個人情報の取扱いに留意し、再発防 止の徹底に努められたい。 業者に委託し、再発防止に努めてま いります。 【直江津中等教育学校】 産業廃棄物処理委託について、排出 公安委員会 産業廃棄物の処分に係る契約にあ する産業廃棄物の種類の見込みが不十 たっては、事前に廃棄物の種類の特 分なまま単価契約を行ったため、契約 定を行い、処分にあたっては、契約 に規定がない産業廃棄物の処理を業者 に沿って適正な処分を行うこととい が行い、合意のない処分単価により委 たしました。 託料を支払っているものがあった。 県警察においては、今後とも廃棄 財務規則に基づく適正な事務処理を 物の処理及び清掃に関する法律その 行われたい。 他関係法令等に基づき適正な事務処 理を推進してまいります。 【見附警察署】 公務中における職員の交通事故があ 県警察においては、運転訓練指導 り、相手方に全治6か月の負傷をさせ 者の養成研修や事故を発生させた職 るなどして829,701円の損害賠償をし 員を対象とした再発防止特別研修、 たほか、公用車の修理費として 各種会議や講習等における指示・注 316,445円支出したものがあった。 意、各所属における実車や映像版教 県民の交通事故防止を担う警察とし 養資料を活用しての訓練・教養等の 交通事故防止のための取組を進めて て、職員の安全運転の徹底に努められ おります。 たい。 今後もこれらの取組を強化し、職 【胎内警察署】 員の公務中の交通事故防止に努めて 公務中における職員の交通事故で、 まいります。 相手方に297,000円の損害賠償をした ほか、公用車を使用不能としたものが あった。 県民の交通事故防止を担う警察とし て、職員の安全運転の徹底に努められ たい。

監査の種別	半成29年度会計	定期監査
部局名	監査の結果	措置の内容
県民生活・環境部	磐梯朝日国立公園鷹ノ巣吊橋補修工	入札不調時における見積依頼書様
	事について、指名競争入札で落札者が	式を新たに作成し、見積条件に「予
	いなかったため随意契約を締結した	定価格以内とする」と明記すること
	が、予定価格を超えた金額で契約して	で、予定価格を超える金額での見積
	いた。	もりがないよう徹底してまいりま
	地方自治法施行令に基づいた適正な	す。
	事務手続を行われたい。	また、事務フローを作成し、適正
		な事務処理に努めてまいります。
	【環境企画課】	

【柏崎警察署】

新潟県被災者生活再建支援システム 物品管理簿に登載するとともに、 防災局 について、物品管理簿に登載されてい 物品会計規則に基づいた事務手続の 周知徹底を図り、再発防止に努めて なかった。 物品会計規則に基づいた事務手続を まいります。 行われたい。 【防災企画課】 福祉保健部 新潟県介護福祉士等修学資金貸付金 平成30年3月に対象者全員への就 に係る未調定債権について、貸与者に 業状況の確認を行い、課内で情報共 対する就業状況の確認等が不十分で、 有を図るとともに、弁護士にも相談 しながら免除等の手続を進めていま 免除の手続がされていないにもかかわ らず返還を求めていないものがあり、 今後も、本人に加え、保証人等に また、それが認識されていたにもかか わらず長期にわたり対応が不十分であ も連絡をとりながら、財務規則に基 るなど、債権管理が適切に行われてい づく適切な債権管理に努めてまいり なかった。また、過去に貸付金全額を ます。 返還済みの者に対して、借用証書の返 還がされていないものがあった。 本貸付金に係る債権管理が適切に行 われておらず、また、管理監督者によ る監督も不十分であったことは問題で あるため、早急に状況把握に努めると ともに、財務規則に基づく債権の適正 管理の徹底を図られたい。 【福祉保健課】 新潟県住宅新築資金等貸付金収入に 未納分については分割納入方式に より償還させることとしており、平 ついて、決算日現在、過年度調定分 477件19,702,429円が未納となってい 成30年10月31日までに20件878,089円 が納入済みです。 今後も市町村と連携を図り、債務 件数、金額とも増加しているので、 具体的な回収手法の見直しを行い、未 者に加え、保証人等にも連絡をとり 納額の早期収納に努められたい。 ながら、未納額の早期収納に努めて まいります。 【福祉保健課】 新潟県看護職員修学資金貸付金に係 平成30年3月に対象者全員への就 る未調定債権について、貸与者に対す 業状況の確認を行い、課内で情報共 有を図りながら、免除等の手続を進 る就業状況の確認等が不十分で、免除 の手続がされていないにもかかわらず めています。 今後も、本人に加え、保証人等に も連絡をとりながら、財務規則に基 返還を求めていないものがあり、ま た、それが認識されていたにもかかわ づく適切な債権管理に努めてまいり らず長期にわたり対応が不十分である など、債権管理が適切に行われていな ます。 かった。 本貸付金に係る債権管理が適切に行 われておらず、また、管理監督者によ る監督も不十分であったことは問題で あるため、早急に状況把握に努めると ともに、財務規則に基づく債権の適正 管理の徹底を図られたい。 【医師・看護職員確保対策課】

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、21,850件 110,255,916円が未納となっていた。

件数、金額ともに増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。

地域振興局健康福祉(環境)部を 通じた償還指導により、納入の促進 を図った結果、平成30年10月31日ま でに474件3,244,273円が納入済みで す。

未納者の状況把握に努め、個々の 状況に応じた早期の償還指導を行う ことにより、未納額の早期収納に努 めてまいります。

【児童家庭課】

児童扶養手当返納金収入について、 決算日現在、208件6,179,300円が未納 となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

地域振興局健康福祉(環境)部を 通じた償還指導により、納入の促進 を図った結果、平成30年10月31日ま でに22件100,000円が納入済みです。

未納者の状況把握に努め、個々の 状況に応じた早期の償還指導を行う ことにより、未納額の早期収納に努 めてまいります。

【児童家庭課】

児童家庭費負担金収入について、平成29年12月31日現在、過年度調定分197件1,442,920円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているので、 具体的な回収手法の見直しを行い、未 納額の早期収納に努められたい。 未納者の状況把握に努め、個々の 状況に応じた早期の償還指導を行う ことにより、未納額の早期収納に努 めてまいります。

【中央福祉相談センター】

障害福祉費負担金収入(児童福祉施設)について、平成29年12月31日現在、過年度調定分53件1,147,000円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているので、 具体的な回収手法の見直しを行い、未 納額の早期収納に努められたい。 未納者の状況把握に努め、個々の 状況に応じた早期の償還指導を行う ことにより、未納額の早期収納に努 めてまいります。

【中央福祉相談センター】

コロニーにいがた白岩の里使用料収入について、平成30年1月31日現在、 過年度調定分188件4,542,674円が未納 となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

未納が生じている利用者の所属部や市町村担当者と連携し、納入相談や督促を行い、また成年後見制度を検討する等、個別の状況に応じた収納方法により未収金の解消に努めてまいります。

なお、指摘のありました事項における平成30年10月31日現在までの納入額は46件1,269,900円です。

【コロニーにいがた白岩の里】

産業労働観光部	設備合理化資金貸付金収入等について、決算日現在、過年度調定分26件 14,324,680円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。	債務者や連帯保証人に対して督促を行っており、平成30年10月31日までに5件114,000円が納入済みです。今後も、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。
	【産業政策課】 中小企業支援資金貸付事業収入等に ついて、決算日現在、過年度調定分82 件754,042,611円が未納となってい た。 未納額の早期収納に努められたい。	未納額が多額となっている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、平成30年10月31日までに14件1,878,000円が納入済みです。 今後とも、債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。
農林水産部	【産業政策課】 林業改善資金貸付事業収入につい	債務者や連帯保証人に対して督促
	て、決算日現在、過年度調定分25件 52,812,840円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。	を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成30年9月末までに585,000円が納入済みです。 今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。
	【経営普及課】 県が認証基準を定めた越後杉ブランド認証制度について、一部の工場において認証基準に定められた製品検査が行われていないなど、不適切な事案が判明した。また、県は、工場に対し年1回以上の定期検査を行うこととしている県木材組合連合会の検査が不十分と認識していながら、十分な対応を行ってこなかった。	不適切事案が生じるに至った経緯について検証し、その上で、再発防止策を含め、総括してまいります。 越後杉ブランド認証制度に基づく補助金については、現在、不適切な認証工場の出荷状況を確認しているところであり、それらの状況も踏まえながら慎重に検討を進めてまいります。
	このことは、越後杉ブランド認証材に対する信頼を損なう憂慮すべき事案である。 現在、事案の全容の把握に向けて調査中とのことであるが、越後杉ブランド認証制度に基づく補助金も交付されており、引き続き調査に取り組まれるとともに、早急に対応策を検討されたい。 特に、建築主等への対応については万全を期されたい。	また、不適切な工場からの出荷材を利用された建築主等の不安や相談に真摯に対応するとともに、大勢のユーザーの方々に対しても、当面の間、相談窓口を設置し、個々の相談に誠実に対応してまいります。
	【林政課】	

土木部

一般県道寺泊西山線の路面陥没事故において、事務所と本庁の間の情報伝達及び確認が不十分であったという不適切な対応により、報道発表内容を3週間後に訂正する事態を招いた。

今後は、このようなことがないよう、平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知に基づき、迅速かつ適切な情報収集と情報伝達を徹底されたい。

平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知で定めた「事件・事故対応の心得」を徹底するよう職員に周知するとともに、道路損傷等に関する情報の処理方法を統一化するなど道路管理体制の強化を図りました。

今後は、迅速かつ適切な情報収集と情報伝達を徹底してまいります。

【道路管理課】

加治川治水ダムの観光放流に伴う水 難事故後の対応において、情報収集・ 情報伝達の方法や内容が不適切であっ たことから、知事への報告及び報道発 表に遅れを招いたほか、操作規則の解 釈等において事実と異なる記者発表を 行うという不適切なものがあった。

今後は、このようなことがないよう、平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知に基づき、迅速かつ適切な情報収集と情報伝達を徹底されたい。

平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知で定めた「事件・事故対応の心得」を徹底するよう職員に周知するとともに、事件・事故時の速やかな情報伝達を夜間警備嘱託員も含めて徹底するよう職員へ周知しました。

また、再発防止を図るため引き続きダム担当者会議等で注意喚起を 行ってまいります。

【河川管理課】

新発田地域振興局

児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分163件 1,228,303円が未納となっていた。

件数、金額ともに増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。

未収金対策会議等において、対象 者の家庭状況や滞納に関する問題点 について担当者間で情報共有し、効 果的な収納対策を検討するととも に、電話督促、文書催告、戸別訪問 を行うなど計画的かつ組織的な対応 を行い、未納額の早期収納に努めて まいります。

なお、指摘のありました事項における平成30年10月31日までの納入額は、17件83,800円です。

【健康福祉環境部】

土地改良区への物品貸付に係る物品 貸付簿が作成されていなかった。

物品会計規則に基づいた事務手続を 行われたい。 物品貸付簿を作成するとともに、 物品会計規則に基づいた事務手続の 周知徹底を図り、再発防止に努めて まいります。

【農村整備部】

加治川治水ダムにおける観光放流について、危険箇所の確認、注意喚起の準備、緊急連絡体制の構築などを事前に十分検討して観光放流実施の判断を行うべきところ、これを行わず、計画性のないまま現場の判断で放流を実施した。

ダム操作規則及び同細則を厳守 し、適正なダム操作を徹底すること により、再発防止に努めてまいりま す。

その結果、観光放流及びその後の水位調整のための放流により急激な増水を起こした上、ダム操作規則及び同細則に規定する関係機関への通知及び一般への周知を行わないなどの違反があったことで、下流の公園で河川内にいた親子が流され負傷するという重大な事故を起こし、相手方に360,330円の損害賠償を行った。

県民の生命・財産に重大な影響を及 ぼすダム操作において無計画かつ規則 等に反した運用が行われたことは、県 民の信頼を大きく損なう極めて遺憾な 事態である。

今後は、規則等に基づいた適正なダム操作を徹底されたい。

【地域整備部】

加治川治水ダムの観光放流に伴う水 難事故後の対応において、情報収集・ 情報伝達の方法や内容が不適切であっ たことから、知事への報告及び報道発 表に遅れを招いたほか、操作規則の解 釈等において事実と異なる記者発表を 行うという不適切なものがあった。

今後は、このようなことがないよう、平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知に基づき、迅速かつ適切な情報収集と情報伝達を徹底されたい。

平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知に基づき、迅速かつ 適切な情報収集と情報伝達に努めて まいります。

新潟地域振興局

【地域整備部】 100万円を超える重油の購入について、予定価格書及び契約書を作成していないものがあった。

財務規則に基づいた事務手続を行われたい。

【地域整備部】

財務規則及び出納局通知に基づき、適正に処理するよう改めて確認を徹底するとともに、再発防止に努めてまいります。

三条地域振興局

生活保護費徴収金収入(生活保護法 第78条)について、平成29年11月30日 現在、過年度調定分113件10,470,540 円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

履行延期により継続的に返納を 行っている者もおりますが、今後も 家庭訪問、電話及び文書の送付によ り未納者に対して継続して指導を 行ってまいります。

また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。

また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。

なお、指摘のありました事項における平成30年10月31日までの納入額は7件88,000円です。

【健康福祉環境部】

生活保護費返還金収入(生活保護法 第63条)について、平成29年11月30日 現在、過年度調定分7件2,153,564円 が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているので、 具体的な回収手法の見直しを行い、未 納額の早期収納に努められたい。 履行延期により継続的に返納を 行っている者もおりますが、今後も 家庭訪問、電話及び文書の送付によ り未納者に対して継続して指導を 行ってまいります。

また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。

また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。

なお、指摘のありました事項における平成30年10月31日までの納入額は5件69,459円です。

【健康福祉環境部】

県が管理する道路において、側溝の 蓋と蓋との隙間に自転車の前輪が落下 して運転者が転倒し負傷した事故が発 生し、相手方に1,312,204円の損害賠 償をしたものがあった。

施設の管理に万全を期されたい。

【地域整備部】

道路パトロールや過去の事故事例 の分析等により、道路異常を早期に 発見することなどを徹底し、道路管 理瑕疵事故の防止に努めてまいりま す。

長岡地域振興局

児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分417件 2,653,890円が未納となっていた。

件数、金額ともに増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。

未収金対策会議等において、対象 者の家庭状況や滞納に関する問題点 について担当者間で情報共有し、効 果的な収納対策を検討するととも に、電話督促、文書催告、戸別訪問 を行うなど計画的かつ組織的な対応 を行い、未納額の早期収納に努めて まいります。

なお、指摘のありました事項における平成30年10月31日までの納入額は、2件18,000円です。

【健康福祉環境部】

公務中における職員の交通事故が4件あり、相手方に103,491円の損害賠償をしたほか、公用車2台をそれぞれ廃車又は使用不能としたものがあった。

安全運転の徹底に努められたい。

職員に対しては、日常的に交通法規の遵守と安全運転の励行を呼び掛けており、交通安全マネジメントの更なる強化により事故根絶に努めてまいります。

【健康福祉環境部】

公務中における職員の交通事故が3件あり、相手方に1,270,017円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として558円支出したものがあった。安全運転の徹底に努められたい。

定例の会議等で、交通事故防止・ 安全運転の周知徹底を図るととも に、当部独自で職員を対象とした交 通安全講習会を開催するなど、安全 運転の徹底に努めてまいります。

【農林振興部】

一般県道寺泊西山線において路面陥 没が発生し、転落した通行車両の運転 者の負傷及び車両の全損という重大な 結果を招き、790,472円の損害賠償を 行った。

路面変状を覚知した場合は、平成29 年12月11日付け道管第279号の道路管 理課長通知に基づき、道路の管理に万 全を期されたい。 平成29年12月11日付け道管第279号に基づき、路面の変状を覚知した場合は、速やかに現地調査を実施するとともに、状況により通行規制の実施など、第三者被害防止措置を講じてまいります。

【地域整備部 与板維持管理事務所】

一般県道寺泊西山線の路面陥没事故において、事務所から本庁への情報伝達及び確認が不十分であったことと、事務所が主体的に報道資料を作成していなかったという不適切な対応により、報道発表内容を3週間後に訂正するという事態を招いた。

今後は、このようなことがないよう、平成29年8月10日付け監第1651号の土木部長通知に基づき、迅速かつ適切な情報収集と情報伝達を徹底されたい。

【地域整備部 与板維持管理事務所】

事件・事故時の対応に当たっては、 迅速かつ適切な情報収集に努めると ともに、報道資料を事務所が主体的 に作成するなど、本庁等への的確な 情報伝達に、より一層努めてまいり ます。

南魚沼地域振興局	児童家庭費負担金収入について、平成29年11月30日現在、過年度調定分373件3,066,240円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。	未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促、文書催告、戸別訪問を行うなど計画的かつ組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成30年10月31日までの納入額は、2件15,200円です。
	【健康福祉環境部】	
十日町地域振興局	稲の生育調査用に供するための葉緑素計の貸与について、物品貸付簿を作成していなかった。 物品会計規則に基づいた事務手続を行われたい。	物品貸付簿を作成するとともに、 物品会計規則に基づいた事務手続の 周知徹底を図り、再発防止に努めて まいります。
	【農業振興部】	
上越地域振興局	児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分431件5,301,330円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。	未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題、効果的な収納対策を検討するともに、電話督促、文書催告、戸別訪問を行うなど計画的かつ組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成30年10月31日までの納入額は、28件431,000円です。
	【健康福祉環境部】	
	公務中における職員の交通事故が3 件あり、相手方に1,678,551円の損害 賠償をしたほか、公用車の修理費として57,024円支出したものがあった。 職員の安全運転の徹底に努められたい。	部内会議において、定期的に交通 事故に対する留意事項を確認し、啓 発文書により各課の会議等を通じて 部内全体に注意喚起を行い、継続的 に交通事故防止に取り組んでまいり ます。
	【農林振興部】	
	県が管理する道路において、側溝の グレーチング蓋が外れ歩行者が転落し 負傷した事故が1件、走行中の車両が 路面の穴ぼこに落ちタイヤを損傷した 事故が2件発生し、相手方に 3,973,684円の損害賠償をしたものが あった。 施設の管理に万全を期されたい。	県が管理する道路について、道路 パトロール等を通じて、早期発見、 原因の除去、復旧に努めてまいりま す。
	【地域整備部】	

佐渡地域振興局 生活保護費徵収金収入(生活保護法 未納者2名のうち1名(109件 第78条) について、平成29年12月31日 4,864,680円)は、定期的に督促して 現在、過年度調定分117件6,400,887円 いるにもかかわらず納入がない状況 が未納となっていた。 です。同人が住民税を滞納している 未納額の早期収納に努められたい。 居住市とも情報を共有しながら、引 き続き督促してまいります。 他の1名(8件1,536,207円)は死 亡しており、代襲相続人2名に対し 納入を求めてまいります。 【健康福祉環境部】 教育委員会 公務中に職員が意識を喪失し救急搬 第三者調査委員会の指摘を受け、 係会議の実施等による業務管理の徹 送され、その後死亡する事故があっ 底を図るとともに、新聞切り抜きの た。 この事故を契機として設置された第 廃止、業務の集中処理など、長時間 三者調査委員会等の調査によって、管 勤務の縮減に向け、即時実施可能な 理監督者による時間外勤務や業務量の ものから取組を行っております。 また、教育庁内で「働き方改革推 管理が不十分であったことなどが明ら 進チーム」が設置され、検討を行っ ているところであり、検討結果を踏 かとなった。 職員の勤務状況や業務量を把握し 適切に管理されていなかったことは問 まえ、更なる改善を図ってまいりま 題であるため、業務管理の徹底を図る とともに、職場環境の改善に取り組ま 職員の勤務状況等の把握について は、庁内LANパソコンのログ記録 れたい。 及び登退庁簿と時間外勤務命令の突 合を行い、差異がある場合について は本人に確認を行うよう取り組んで おります。 【高等学校教育課】 新潟県奨学金貸付金等収入につい 催告等の結果、平成30年12月7日 て、決算日現在、過年度調定分2,070 現在、324件15,912,962円の納入があ 件88,558,559円が未納となっていた。 り、未納額は1,746件72,645,597円と 未納額の早期収納に努められたい。 なっております。 平成28年度から主に債権回収を担 当する非常勤嘱託員を採用し、また 一部の未納債権については弁護士法 人へ債権回収を委託しており、未納 債権回収を強化しているところで 新潟県財務規則に基づく所定の督 促とともに、奨学金管理システムを 活用しながら本人及び連帯保証人等 に対して未納額の早期回収に努めて まいります。 【高等学校教育課】 貸付中の美術品について、物品貸付 物品貸付簿を作成するとともに、 簿を作成しておらず、また照合確認5 物品会計規則に基づき照合確認を実 件が未了だった。 施いたしました。 物品会計規則に基づいた事務手続を 書面による照合確認対象物品につ 行われたい。 いて確認を徹底し、再発防止に努め てまいります。

【近代美術館】

生徒名表などが掲載された文化祭の 企画書について、誤って別のメールア ドレスに送信したものがあった。

個人情報の取扱いに留意し、再発防 止の徹底に努められたい。 平成29年4月の職員会議において 個人情報の管理を厳正にするよう指 導するとともに、同年9月の職員朝 会において個人情報の校外への持ち 出しの禁止を指導いたしました。

また、個人情報を含まないデータの持ち出しについては、教頭が管理する学校貸与のUSBを使用することを再確認するとともにメールアドレスやFAX番号を複数人で確認のうえ送信するよう指導いたしました。

平成30年度職員会議においても、個人情報の管理について、校長が改めて注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

【五泉高等学校】

PTA会費等の関係書類を誤って別の生徒に渡したものがあった。

平成28年度において授業料関係書類の誤配付が発生したにもかかわらず、 平成29年度に同様の事故が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止 の徹底に努められたい。 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護対策に基づき更なる管理徹底を周知いたしました。個別の生徒への配付物を手渡す際には、宛名について複数人で確認することを再徹底し、誤配布の防止に努めてまいります。

【三条高等学校】

劇物について、容器に所定の表示を していないものがあった。

前回監査において、容器への未表示があり、注意を受けたにもかかわらず、今回も同様の不備があった。劇物の適正な管理を徹底されたい。

劇物・毒物の表示是正後、全ての容器について、薬品担当者(化学、生物)・管理職とともに所定の表示を確認いたしました。

また、使用見込みのない劇物・毒物については順次廃棄してまいりま す

今後も担当者による定期的な管理 点検及び管理職等による確認を実施 し、適正な管理を徹底してまいりま す。

【三条東高等学校】

答案用紙1枚について、誤って紛失 したものがあった。

平成28年度において答案用紙及び健康診断票について紛失が発生したにもかかわらず、平成29年度に同様の事故が発生した。個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

考査問題は確実に考査問題保管のロッカー(鍵付き)で保管することを徹底するとともに、考査問題の返却にあたっては、返却日に欠席した生徒へは授業時間に返却するのではなく、休み時間に職員室で返却するようにルールを改め、再発防止に努めてまいります。

【久比岐高等学校】

平成28年度生徒会費決算時点におけ る通帳残高が、決算書上の繰越金額よ りも176,236円多く、不一致となって いた。会計担当者の複数年度にわたる 会計事務の誤りのほか、出納責任者や 総括責任者の管理及び監督が十分でな かったことなど、会計処理が不適切で あったと認められる。

新潟県県立学校徴収金会計取扱要綱 に基づき、学校徴収金の適正処理を徹 底されたい。

平成24年から平成28年の生徒会会 計について、通帳の入出金の記録と 根拠書類を基に正しい出納記録簿と 決算書を作成いたしました。

作成した正しい決算書を現在在籍 している生徒の保護者へ配付すると ともに、当時在籍していた生徒の保 護者に対しては、経過説明とお詫び を内容とする文書を郵送いたしまし

学校徴収金と私費会計について、 平成30年8月に出納責任者による点 検を行うとともに、会計様式の統一 を図り年度末に向けて適正な処理を 図ってまいります。

【佐渡中等教育学校】

公安委員会

公務中における職員の交通事故が20 件あり、相手方に744,295円の損害賠 償をしたほか、公用車の修理費等とし て1,903,268円支出したものがあっ

県民の交通事故防止を担う警察とし て、職員の安全運転の徹底に努められ たい。

【警察本部】

公務中における職員の交通事故があ り、相手方に2,116,379円の損害賠償 をしたほか、公用車の修理費として 531,132円支出したものがあった。

県民の交通事故防止を担う警察とし て、職員の安全運転の徹底に努められ たい。

【佐渡東警察署】

職員の携行資料の不適切な管理によ り個人情報が漏えいし、相手方に重大 な損害を与えたものがあった。

職務の遂行に当たっては細心の注意 を払い、個人情報を含む書類等の厳重 な管理を徹底されたい。

県警察においては、運転訓練指導 者の養成研修や事故を発生させた職 員を対象とした再発防止特別研修、 各種会議や講習等における指示・注 意、各所属における実車や映像版教 養資料を活用しての訓練・教養等の 交通事故防止のための取組を進めて おります。

今後もこれらの取組を強化し、職 員の公務中の交通事故防止に努めて まいります。

県警察においては、個人情報流出 |防止のための各種施策を実施いたし ました。また、職務倫理実戦塾を実 施するなどして意識の向上を図りま した。

このほか、各種会議における職員 への指示、各警察署への巡回教養、 各種講習等における教養、情報セ キュリティ監査時の新たな手法によ る教養等、個人情報流出防止及び情 報セキュリティ意識向上のための教 養を継続して実施しているところで

今後も職員に対して、あらゆる機 会を通じて繰り返し指導教養を行う など、再発防止に努めてまいりま

【新潟東警察署】

監査の種別	平成30年度会計	随時監査
部局名	監査の結果	措置の内容
交通政策局	日本海横断航路事業における船舶調達のため県が3億円を出資した会社について、その目的を達成できないまの解散し、清算する事態となった。その結果、2億9,740万3,394円の県出資金を毀損させた。このような事案が二度と発生しないよう、再発防止の徹底に努めるとともに、県民の信頼回復に向けて全力をあげて取り組まれたい。	日本海横断航路事業を踏まえた再 発防止策として、このような事案が 二度と発生しないよう、関係者し、 役割分担や権限と責任を明確化し、 報告体制を確立するなど、ガイナン などを選集を実施して っそ後とも再発防止の徹底に努め、 県民の信頼回復に真摯に取り組んで まいります。
	[港湾振興課]	

雑報

プロポーザルの実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学創立10周年・創基56周年記念誌制作業務の受託者を決定するため、次のとおりプロポーザルを行う。

平成31年2月8日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

- 1 提案を公募する業務の概要
 - (1) 業務名

公立大学法人新潟県立大学創立10周年·創基56周年記念誌制作業務

- (2) 業務内容の仕様等
 - 「公立大学法人新潟県立大学創立10周年・創基56周年記念誌制作業務委託仕様書」による。
- (3) 業務委託期間

契約締結の日から2019年10月10日(木)まで。

- (4) 委託料の見積上限額
 - 予算上限額 3,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 事務局

新潟県立大学総務財務部総務課(新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地)

2 応募資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有し、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者(被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除く。)でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をした者又は同条第 2項の規定に基づく更生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 次の事項に該当すると認められる場合で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正 の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した 者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ ア〜オのいずれかの事項に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に 当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- (5) (4)のア〜カのいずれかの項目に該当する者を代理人として使用する者でないこと。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 過去5年間(平成26年4月1日から公告日までの間)に、国、地方公共団体又は国立大学法人法に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人の発注に係る印刷物制作業務(冊子・チラシ制作等)の請負契約を締結し、これらを誠実に履行完了した者であること。
- (8) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができること。
- 3 公募型プロポーザル実施要領等の公表
 - (1) 公表場所

新潟県立大学ホームページ

(2) 間い合わせ先

新潟県立大学総務財務部総務課 TEL 025-270-1300

- 4 参加表明の方法
 - (1) 提出書類

「公募型プロポーザル実施要領」による。

(2) 提出方法

持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分)又は書留による郵送。

(3) 提出期限

平成31年2月21日(木)午後5時15分必着。

(4) 提出先

新潟県立大学総務財務部総務課

〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地

- 5 質問の受付及び回答
 - (1) 質問提出方法

「公募型プロポーザル実施要領」による。

(2) 質問受付期限

平成31年2月15日(金)午後5時15分まで。

(3) 回答方法

平成31年2月19日 (火) までに全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、本学のホームページに掲載する。ただし、質問内容によって、本公募による選定に公平性を保てない場合、回答しないことがある。

- 6 応募書類の提出
 - (1) 提出書類

以下のア~ウを提出すること。

ア 企画提案書 (様式任意)

「公募型プロポーザル実施要領」による。

- イ 参考見積書(様式任意)
- ウ 本業務に係る実施体制(人的配置等がわかるもの。様式任意)
- (2) 提出方法

4(2)に同じ。

(3) 提出期限

平成31年2月26日(火)午後5時15分まで。

(4) 提出先

4(4)に同じ。

(5) 提出部数

15部(正本1部、副本14部)

- 7 選定方針等
 - (1) 選定方針

委託業者の選定は、創立10周年記念誌編纂委員会(以下「審査委員会」という。)で提出書類及びプレゼン テーションについて審査を行い、提案の内容と実績、業務遂行能力等を総合的に評価し、決定する。なお、 応募者が多数の場合、書類審査で4社程度に絞込みを行った上で、プレゼンテーションを行う。

(2) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションによる。

(3) 評価基準

「公募型プロポーザル実施要領」による。

(4) 選定結果

審査委員会の審査結果は、全ての参加者に通知する。

- 8 プレゼンテーションの実施
 - (1) 日時

平成31年3月上旬 詳細については、別途参加者に通知する。

(2) 実施場所

新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地)

(3) 持ち時間

説明15分、質疑応答10分、計25分以内。

(4) 出席者

3人以内。

(5) その他

プレゼンテーション用機材は参加者で用意すること。ただし、液晶プロジェクタ及び電源は本学で準備する。

- 9 契約に関すること
 - (1) 契約の締結

審査委員会の審査を経て決定された業者と交渉の上、随意契約を行う。なお、契約交渉の結果合意に至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、選定結果により次点となった者と契約の交渉を行う。

(2) 契約締結に係る業務内容

決定業者から本プロポーザルにおいて示された企画提案書及び参考見積書の内容を基本とする。

(3) 契約金額

決定業者から本プロポーザルにおいて示された参考見積書の金額(消費税及び地方消費税を含む)を基本とする。

- 10 その他
 - (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
 - (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - ウ その他、審査委員会において不適当と認められた場合。
 - (3) 提出書類の取扱い
 - ア 提出書類は返却しない。
 - イ 提出期限後における提出書類の提出、再提出又は差し替えは認めない。
 - ウ 提出書類は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。
 - エ 提出された参加表明書、質問書及び応募書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。
 - オ 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
 - (4) 選定の結果についての異議申立ては受け付けません。
 - (5) その他詳細は、「公募型プロポーザル実施要領」等による。